八百津町告示第５号の２

　　　パブリックコメントの回答について

住民の方から寄せられた意見の概要とそれに対する町の考え方及び最終案は下記のとおりです。

　平成２９年２月２３日

八百津町長　金子政則

（１）　募集案件　　八百津町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）のパブリックコメントの実施について

（２）　募集期間　　平成２９年１月２５日～平成２９年２月１７日

（３）　意見提出数　１件

　意見に対する考え方

　八百津町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）に対する貴重なご感想・ご意見を賜りありがとうございます。今後の八百津町の商工行政推進のための参考とさせていただきます。

　意見に対する回答は以下の通りです。

●文書に関する修正希望点

・第2条（２）中の「事務所又は事業所」が「本社および事務所または事業者」ではないか。

　　　　（意見に対する考え方）

　　　　　本社も併せて事務所又は事業所と定義づけしています。また、個人事業主も該当することから、「住所、事務所又は事業所」に変更します。

・第４条中「中小企業等の振興に関する基本方針は、次のとおりとする。」以下の（１）から（５）について、主語がなく、誰がか分からない。

（意見に対する考え方）

第１条の条文「この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し、基本理念等を定めるとともに、八百津町（以下「町」という。）、中小企業者、小規模企業者、八百津町商工会（以下「商工会」という。）及び金融機関の役割を明らかにし、・・・」とあることから、八百津町、中小企業者、小規模企業者、八百津町商工会及び金融機関が該当します。また、前記の「基本理念等」の中に第４条の「施策の基本方針」が含まれていることから、第３条の「基本理念」にも主語がないことと同様です。

・第４条（２）中の「中小企業等の創業」について、創業および起業の方が良いのでは。

（意見に対する考え方）

「起業」は出資金を集めるなど法人として会社を設立する意味合いがあり、個人事業者を含めた広い意味として「創業」としました。

・第５条第２項中「中小企業者、小規模企業者」は、「中小企業者等」としているが。

（意見に対する考え方）

第１条の条文で「中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）」と定めております。

●第４条（５）の町長が特に必要と認める事項（町の役割）とは具体例としてご教示下さい。

　　　　（意見に対する考え方）

　　　　　（町の役割）は、第５条に定めることであります。第4条につきましては、「施策の基本方針」を定めているところであります。町の役割の具体策につきましては、この条例を基本として、別に定めていくことになります。

●第５条と第６条の以下の番号は１から開始ではありませんか？

　　　　（意見に対する考え方）

　　　　　条文については第１項の１は明記しないこととなっています。

●第５条の４として、「町は、中小企業等が上記を達成するために適切なアドバイス、外部有識者の知見を活用するなどの方策を講じるための補助などを検討する。」の追加を提案する。

　　　　（意見に対する考え方）

　　　　第5条第１項に「町は、第3条に定める基本理念及び前条に定める施策の基本方針に基づき、中小企業等の振興に関する施策を実施するものとする。」という条文があり、提案された趣旨もこの条文に盛り込まれていると考えます。

●その他気づいた点、①やはりパブコメ収集期間が規定より短いので是正を希望する。先にもお願いしております。規定違反です。②規定から本条例は当然として「公共施設管理計画」がパブコメ要請にありません。ほかの市町村では実施していることが多い。内容を吟味しましたが、住民の意見を求めるべき重要な案件です。③ホームページのお知らせ欄に本件のパブコメ要請が掲載されておりません。町民の開示を促進ください。ご回答をお願いします。

　添付のワードはコメント吹き出しでなくて申し訳ありません。

　毎度、ご苦労様です。住民の行政参加を少しでも促したい、パブコメの多い自治体は一般的に活性しております。その思いを拡大し、住民の意識改革を促進したいと思いますので町としても前向きに開示し、より住民が参加するパブコメになるようにご協力お願いします。よろしくご高配お願いします。

　　　　（意見に対する考え方）

　　　　貴重なご意見ありがとうございます。今後の行政に反映させていただきます。

（４）最終案　　別添